

平成25年2月28日

厚生労働大臣 田村 憲久 様

東京都医師会 会長 野中 博

特別区長会 会長 西川 太一郎

予防接種の円滑な実施に向けての緊急要望

予防接種は、国民の生命と健康を守る重要な事業であり、特に子どもの予防接種は次代を担う子どもたちを感染症から守り、健やかな育ちを支える役割を果たしています。

国は、予防接種の見直しに向けた第二次提言を取りまとめ、7ワクチン（子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌、B型肝炎）について、広く接種を促進していくことが望ましいとしています。

そして、そのうちの3ワクチン（子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌）については、平成25年1月29日付け通知により、定期接種化するための予防接種法改正法案を今国会に提出することとしています。

残りの4ワクチンも含めた7ワクチンすべての定期予防接種化が求められますが、その実現にあたっては、区市町村の財政負担が急増することが予想されます。昨今の厳しい財政状況のもと、既に定期予防接種となっているものを含めてすべての接種費用を区市町村が負担することは困難な状況です。

安全かつ安定的な予防接種を継続するためには、国が責任をもって実施に必要な財源を確保することが不可欠です。

また、予防接種制度を適正かつ円滑に推進していくために、制度全般を評価・検討し、国に提言する恒久的な組織も必要と考えております。

このため、下記の事項について速やかな対応を強く要望します。

記

- 1 新たなワクチンの定期予防接種化にあたっては、区市町村の財政基盤や被接種者の経済状況によらず、対象者の全てが接種できるよう、既存の予防接種も含め、国の責任において、財源を地方交付税によらず全額保障すること。
- 2 ワクチンの安定供給対策を十分に講じるとともに、諸外国に比べワクチン価格が全体的に高額であることから、製造販売業者に対しワクチンを廉価で販売するよう働きかけを強め、適正な価格設定となるよう取り組むこと。
- 3 予防接種の総合的な計画策定や副反応等も含めた予防接種の諸課題に対応するため、恒久的な組織を早期に設置し、予防接種の適正かつ円滑な実施を確保すること。